

令和2年度 基本評価調書

施策名	男女平等参画社会の実現	所管部局	環境生活部	作成責任者	環境生活部長 築地原 康志	施策コード	03 — 12
総合評価	概ね順調に展開	照会先	道民生活課女性支援室 24-166	関係課	道民生活課	政策体系コード	3(3)B

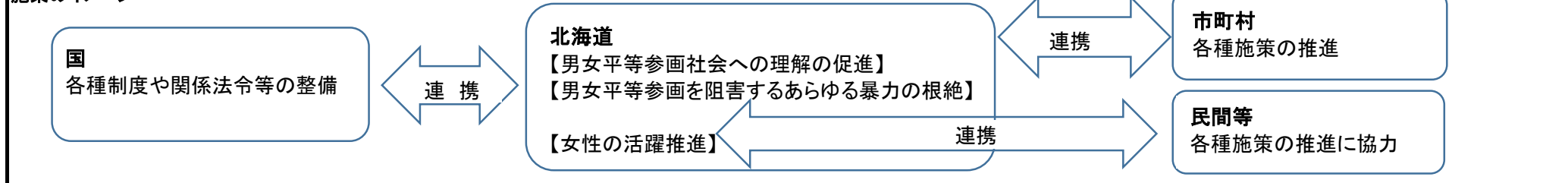
Plan (目標管理型行政運営システム実施要領 別紙様式1)

1 目標等の設定

現状と課題	施策目標	施策の予算額(千円)	
<p>【男女平等参画への理解の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いまだ根深く残っている「固定的な性別役割分担意識」を解消し、男女がともに社会のあらゆる分野において個性と能力を十分発揮できる社会を目指して、啓発活動など意識改革のための取組を推進する必要がある。 <p>【女性の活躍推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少や高齢化などを見据え、女性の活躍を地域全体で応援していく必要がある。一次産業が基幹産業である本道においては、こうした産業構造などを踏まえた北海道らしい女性のライフステージに対応した活躍支援に取り組む必要がある。 ・社会のあらゆる分野で女性の力が発揮できる環境づくりを進める必要がある。 ・男女がともに社会のあらゆる分野において活動に参画する機会が得られることを目指して、意識改革のための啓発などの取組を推進する必要がある。 <p>【男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女平等参画の実現を阻害するあらゆる暴力が根絶されることを目指して、配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発や被害者等の支援のための取組を推進する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野で、女性の力が発揮できる環境づくりを進めるため、女性の活躍促進に向けたオール北海道での気運醸成や、女性の多様な社会参画及び男女平等意識の底上げ、女性の視点の道政への反映を進めるとともに、男女平等参画の促進や配偶者などからの暴力の根絶に向けて取り組む。 	H30	138,262
		R1	149,727
		R2	147,256

項目	政策体系	国の役割・取組等	道の役割・取組等	市町村の役割・取組等	民間等の役割・取組等
【男女平等参画社会への理解の促進】	3(3)B	・各種制度等の整備、広報・啓発の展開、男女平等参画に関する国際的な協調・貢献など	・第3次北海道男女平等参画基本計画に基づき、国や市町村、関係団体と連携し、関連施策を推進	・条例の整備及び基本計画の策定 ・男女平等参画社会の形成に向けた普及・啓発など各種施策の推進	
【男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶】	3(3)B	・関係法令等の整備、基本計画の策定	・基本計画等の策定、各種施策の推進	・基本計画の策定、各種施策の推進	
【女性の活躍推進】	3(3)B	・関係法令等の整備、女性の活躍支援のための各種施策の推進	・女性活躍推進法に基づく推進計画に基づき、女性の活躍に係る各種施策の推進	・女性活躍推進法に基づく推進計画の策定 ・各種施策の推進	・北の輝く女性応援会議等による女性の活躍の応援(支援) ・女性活躍推進法に基づく行動計画の策定

施策のイメージ



令和2年度 基本評価調書

施策名	男女平等参画社会の実現	施策コード	03 — 12
-----	-------------	-------	---------

Plan (目標管理型行政運営システム実施要領 別紙様式1)

Do & Check 施策評価

今年度の取組

1-2 取組の結果

政策体系 及び 関連計画等	今年度の取組	実績と成果、新型コロナウイルス感染症の影響等	道民ニーズを 踏まえた対応
<p>3(3)B</p> <p>【創生】 A1351 A1353</p>	<p>【男女平等参画社会への理解の促進】</p> <p>◎北海道における男女平等参画推進のための拠点施設である道立女性プラザの管理・運営を行う。</p> <p>○男女平等参画社会の形成に寄与することを目的として、公益財団法人北海道女性協会が実施する教養講座や相談などの事業に対し支援を行う。</p> <p>○情報誌を発行し、男女平等参画に関する理解の浸透を図る。</p> <p>○あらゆる分野において男女平等参画を推進していくため、先駆的な取組を行っている個人・団体等を顕彰する「北海道男女平等参画チャレンジ賞」を実施する。</p>	<p>【男女平等参画社会への理解の促進】</p> <p>・道立女性プラザにおいて、男女平等参画関連情報の収集・提供や調査、研修会や講演会、弁護士による無料法律相談等を実施したほか、「女性の活躍支援センター」を運営するなど、女性プラザの機能の充実を図った。</p> <p>・北海道女性協会に対し補助を行い、教養講座「女性大学」や、道内6カ所において教養講演会を開催したほか、法律専門家を道内6カ所に派遣し、無料法律相談を実施。</p> <p>・情報誌「イコール・パートナー」を年3回発行し、男女平等参画に関する道内の様々な取組を紹介。</p> <p>・「北海道男女平等参画チャレンジ賞」を実施し、個人(女性2名)を表彰。</p>	
<p>3(3)B</p> <p>【創生】 A1352 A1361</p>	<p>【女性の活躍推進】</p> <p>○支援情報の一元的発信やSNSを活用した利用者間の相互交流等の促進のため、ポータルサイトによる情報発信・交流促進を行う。</p> <p>◎女性の活躍推進に向けた気運の醸成と意識改革を目的として、次の事業を行う。</p> <p>・北の輝く女性応援会議(経済団体、農林水産団体、労働団体、行政等)</p> <p>・女性活躍推進に向けた気運醸成・意識改革を推進するためセミナーや北海道女性の活躍応援ネットワーク交流会</p> <p>・企業・団体向けの女性の社会参画に係る講演会</p> <p>・女性の社会参画や男女平等意識の向上を図るため、自宅等での起業やコワーキングなど多様な社会参画の実例を学べるイベント(アクションHIROBA)</p>	<p>【女性の活躍推進】</p> <p>・道立女性プラザ内に設置している「女性の活躍支援センター」に活躍支援員を配置して、道内在住の女性からの多様な相談に対しコンシェルジュとして専門の相談機関や関連施策を紹介するなど対応するとともに、女性が抱える諸問題や将来のキャリア形成に関し、その自発的な解決に向け、これまで発掘したロールモデルの人材等を活用し、成功体験者・指導者・理解者としてメンター(助言者)の支援を受けることができるメンター相談を実施。</p> <p>・ポータルサイト「北の女性★元気・活躍・応援サイト」に女性活躍に関する情報を随時更新しているほか、SNS(フェイスブックグループ)を利用した情報発信・交流促進を行い、情報交換等を行った。</p> <p>・女性活躍推進の気運醸成や意識改革を行うための「女性活躍推進セミナー」を札幌市で開催(R元.11.11)。</p> <p>・気運の醸成と意識改革に向け、経済団体、行政等で構成する「北の輝く女性応援会議」を開催(R2.2)して意見交換を行うとともに、女性の活躍を応援し、女性活躍の気運を広く浸透させていくことを目的に「女性の活躍を応援するリンケージメッセージ」を募集・公表したほか、それぞれの立場で女性活躍を支援する取組を宣言する「女性の活躍応援自主宣言」を募集・公表した。</p> <p>・包括連携協定を結ぶ第一生命保険株式会社と共催で道内企業や団体の管理職や女性等を対象としたセミナーを開催(R元.7、R2.2)。</p> <p>・女性の活躍推進に向け、各地域における、国や振興局、市町村など関係機関等による連携体制を構築し、女性の活躍を支援するため、女性の活躍推進に係る地域連携セミナーを、稚内市(R元.10)及び岩見沢市(R2.1)で開催。</p> <p>・自宅等での起業やコワーキングなど多様な社会参画の事例を学べるイベント「アクションHIROBA」を札幌市(R元.9)及び旭川市(R元.10)で開催。</p>	
<p>3(3)B</p> <p>【公約】 C0095</p>	<p>【男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶】</p> <p>○DV被害者を安全に保護するため、道立女性相談援助センターに加え、本道の広域性を考慮して、民間シェルターなど一時的保護委託を行う。</p> <p>○DV被害者の相談、一時保護及び自立支援のために活発に活動している民間シェルターへの支援を行う。</p> <p>○DV被害を防止するため、広域的な連携を目的とした全道的な連絡会議と各地域での連携を図るための地域ごとの連絡会議を開催する。</p> <p>○適切な相談対応や自立支援等を行うため、全道の関係機関職員を対象とした「全道セミナー」を開催するほか、各種研修会を開催する。</p> <p>○女性相談援助センター等の配偶者暴力相談支援センターを中心に、適切な相談対応を行う。</p> <p>○DV被害者の早期発見につなげるため、医療関係者向け対応マニュアルの作成(改訂)を行う。</p>	<p>【男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶】</p> <p>・一時保護については、女性相談援助センターで実施しているほか、民間シェルターなど12カ所と委託契約を結び、DV被害者の安全な保護に努めた。</p> <p>・民間シェルターへの支援等により、DV被害者の相談、一時保護及び自立支援などの民間シェルターの活動が活発に行われた。</p> <p>・女性相談援助センター等の配偶者暴力相談支援センターを中心に、適切な相談対応を行うとともに委託により夜間休日の電話相談を実施し、DV被害者への支援に努めた。</p> <p>・国に対して一時保護を委託する民間シェルターの運営基盤の安定強化及び被害者支援活動に対する財政支援の強化並びにDV被害者への自立支援活動に対する支援の恒久的な実施について要望。</p> <p>・「DVIに関する医療関係者の対応マニュアル」改訂検討部会を開催(R2.2、R2.7)。</p>	<p>・医療関係者向け対応マニュアルについて、作成から10年ほど経過し、見直しについて審議会からの意見を踏まえ、改訂に向け専門部会を開催し内容等について検討(R2.7.29)</p>

2 連携の状況

2-2 連携の取組状況

連携種別 (政策体系)	連携内容	連携先		取組の実績と成果、新型コロナウイルス感染症の影響
		施策コード	関係部・関係課	
施策・部局 —	北海道男女平等参画推進連絡会議において、知事部局、教育委員会、警察本部が密接的に連携・協力して、男女平等参画に係る施策の総合的、かつ、効果的な推進を図る。	—	関係各部	「第3次北海道男女平等参画基本計画」に基づき、各部局において男女平等関連施策を実施。
施策・部局 3(3)B	女性活躍HIROBA事業と女性の再就職支援などにおいて双方のセミナー等で事業紹介するなど連携し、多様な女性の社会参加への意欲を醸成する。	0516	経済部労働政策局雇用労政課	女性活躍HIROBA事業と経済部主催事業のセミナーでチラシを配付し双方の事業を紹介。
施策・部局 —	若年層における交際相手からの暴力(デートDV)の防止に係るセミナー(専門研修)を道教委と共催で実施する。また、配偶者からの暴力被害者(DV被害者)の一時保護について、道(道立女性相談援助センター)と道警が連携し対応する。	1102	道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課	若年層における交際相手からの暴力防止に関する全道セミナーを道教委と共催(R元.11)。
		2101	道警本部生活安全部子供・女性安全対策課	
施策・部局 1(1)B	関係部局で構成する「働き方改革推進プロジェクトチーム会議」(働き方推進室主催)に出席し、人材確保につながる就業環境の改善や多様な人材の活躍、生産性の向上などについて検討する。	0514	経済部労働政策局雇用労政課	「働き方改革推進プロジェクトチーム」に出席し、多様な人材の活用や処遇など就業環境の改善、生産性の向上による働き方改革に向けた取組結果について情報共有を実施(R2.1)。
地域・民間	「北の輝く女性応援会議」(平成26年10月)は、国、道、市町村、経済界、産業団体、金融機関、女性団体、NPOなどの20団体のトップで構成しており、各構成機関との連携や協力のもと、オール北海道で本道の女性の活躍を推進するための気運の醸成を図っている。また、平成28年4月より、当該会議は、北海道女性活躍推進計画において、女性活躍推進法第23条に基づく協議会に位置付けている。		道経連、道商連、道商工会連合会、JA道中央会、漁連、道森連、連合北海道、道女連、女性プラザ、北海道子育て支援ワーカーズ、ワズスタッフ、太田明子ビジネス工房、北洋銀行、北海道銀行、道信用金庫協会、道労働局、道経産局、市長会、町村会	<ul style="list-style-type: none"> ・北の輝く女性応援会議にて各構成機関と意見交換を実施し、女性活躍の推進に向けた情報を共有(R2.2)。 ・多様な人材の活躍推進に向けて、女性活躍の先進的な民間企業と連携して「女性活躍推進セミナー」を開催(R1.11)。
			道の各関係機関、札幌市各関係機関、裁判所、検察庁、法務局、入国管理局、保護観察所、公共職業安定所、市長会、町村会、医師会、弁護士会、日本司法支援センター、人権擁護委員連合会、北海道女性協会、北海道家庭生活総合カウンセリングセンター、北海道女性保護連絡協議会、北海道母子生活支援施設協議会、北海道シェルターネットワーク、性暴力被害者支援センター北	「女性相談援助関係機関等連絡会議」にて、関係機関の取組状況について情報を共有するとともにDV対応と児童虐待対応との連携強化等について意見交換を実施(R元.8)。
地域・民間	「女性相談援助関係機関等連絡会議」を設置し、「売春防止法」及び「配偶者暴力防止法」に基づく、保護又は自立のために援助を必要とする女性への相談援助や保護の効果的な推進を図るため、関係機関等相互の情報・意見交換等を行っている。		(DV関係)㈱セコマ、㈱ローソン、㈱セブン-イレブン・ジャパン、㈱ファミリーマート、イオン北海道㈱、㈱イトーヨーカ堂	<ul style="list-style-type: none"> ・道内企業や団体の管理職や女性を対象としたセミナーを第一生命保険株式会社と共催(R2.2)。 ・サツドラホールディングス株式会社で発行する情報誌(「エゾクラブマガジン」4月号)に北海道女性の活躍応援ネットワークの周知について掲載(R2.4)。
地域・民間	コンビニ等の協力による、配偶者からの暴力(DV)の相談機関・窓口を掲載した啓発カードの店頭配置や、女性の活躍推進に係る各種取組(セミナーの共同開催や女性の活躍応援ネットワークロゴマークの活用)などを、民間企業の協力のもと実施。		(女性活躍関係)第一生命保険㈱、サツドラホールディングス㈱	

令和2年度 基本評価調書

施策名	男女平等参画社会の実現	施策コード	03 - 12
-----	-------------	-------	---------

Plan (目標管理型行政運営システム実施要領 別紙様式1)

Do & Check 施策評価

3 成果指標の設定

(H:平成、R:令和、大文字は年度、小文字は暦年)

3-2 成果指標の達成度合

主①	指標名	目標の基準		今年度の目標		最終目標		評価年度	H29	H30	R1	達成度合の分析ほか
		基準年度	h26	年度	r2	最終年度	r2	達成度合	B	B	B	
	女性(25~34歳)の就業率(%)(暦年)	基準年度	h26	年度	r2	最終年度	r2	達成度合	B	B	B	【内的要因】 100%は達成していないものの、H30年より2.0%増加した他、H30年の全国平均値との差3.1%に比べ、R1年はその差が1.6%と縮小した。引き続き女性が活躍できる環境づくりを進める各種施策の推進を図る必要がある。 【外的要因】 特になし
		基準値	66.8	目標値	全国平均値以上	最終目標値	全国平均値以上	年度	R1	R2	進捗率	
	【指標の説明】 結婚・子育て期における就業を希望する女性の活躍の状況を測る。 【アウトカム指標】 第3次北海道男女平等参画基本計画における、基本目標「男女が共に活躍できる環境づくり」の観点から指標を設定。	根拠計画		政策体系	増減方向	達成率の算式		目標値	78.6	全国平均値以上	全国平均値以上	
		北海道総合計画 第3次北海道男女平等参画基本計画		3(3)B	増加	(実績値/全国平均値)×100		実績値	77.0	-	-	
								達成率	98.0%	-	-	

● 本施策に成果指標を設定できない理由

● 達成度合について

	達成度合	A	B	C	D	-
	直近の成果指標の達成率	100%以上	90%以上 100%未満	80%以上 90%未満	80%未満	算定不可

令和2年度 基本評価調書

施策名	男女平等参画社会の実現	施策コード	03	—	12
-----	-------------	-------	----	---	----

Plan (目標管理型行政運営システム実施要領別紙様式1)

4 事務事業の設定

整理番号	政策体系	事務事業名	事務事業概要	課・局 室名	前年度からの繰越事業費(千円)	令和2年度					フルコスト(千円)
						事業費(千円)	うち一般財源	執行体制			
								本庁	出先機関	人工計	
0622	3(3)B	北海道女性協会補助金	女性の知識・地位向上を図るための研修会等を実施するための経費の補助	道民生活課 女性支援室		4,074	4,074	0.3	0.0	0.3	6,450
0623	3(3)B	男女平等参画社会づくり推進事業費	男女平等参画社会づくりの気運を高めるための広報啓発活動や会議の開催、先駆的な活動等を行っている個人・団体等の顕彰、市町村の取組を支援するための業務 道や内閣府が行う男女平等参画に関する調査事務 北海道男女平等参画条例に基づく、道の施策等に関する苦情申し出に対応する委員及び道民等からの男女平等参画に関する申出窓口の設置のための業務	道民生活課 女性支援室		2,079	736	1.2	3.0	4.2	35,343
0624	3(3)B	女性プラザ管理運営費	道立女性プラザの指定管理に係る経費	道民生活課 女性支援室		23,126	23,126	0.6	0.0	0.6	27,878
0625	3(3)B	女性相談援助に関する事務	女性保護等の行政事務	道民生活課 女性支援室		0	0	0.4	3.5	3.9	30,888
0626	3(3)B	配偶者暴力被害者支援対策費	配偶者暴力の防止や被害者に対する支援等を行う事業	道民生活課 女性支援室		45,991	27,639	1.7	10.6	12.3	143,407
0627	3(3)B	女性相談援助センター管理費(義務費)	女性相談援助センターの運営に係る事務	道民生活課 女性支援室		54,242	29,138	0.8	8.6	9.4	128,690
0628	3(3)B	男女平等参画の推進に関する事務	男女平等参画に関する情報を道のホームページを活用して広く提供する(男女平等参画情報ボックス事務含む) 社会貢献賞の表彰に係る事務	道民生活課 女性支援室		0	0	1.3	1.2	2.5	19,800
0629	3(3)B	男女平等参画推進員設置費	北海道男女平等参画基本計画の各地域での定着に向けた活動の推進、配偶者暴力被害者相談対応や被害者支援の充実を図るため、男女平等参画推進員を設置。	道民生活課 女性支援室		13,099	13,099	0.1	0.1	0.2	14,683
0630	3(3)B	北の女性活躍サポート事業	社会参画を希望する女性に対し、柔軟性のある社会参画の方法を紹介するほか、企業や団体等に向けた講演会等を開催する事業	道民生活課 女性支援室		4,645	2,323	1.7	0.0	1.7	18,109
計						0	147,256	100,135	8.1	27.0	35.1

令和2年度 基本評価調書

施策名	男女平等参画社会の実現	施策コード	03 - 12
-----	-------------	-------	---------

Do & Check 施策評価 一次政策評価結果(各部局等による評価)

5 一次政策評価結果と翌年度に向けた対応方針等

(1)成果指標の分析

政策体系	達成度合の集計					判定	成果指標の分析
	A	B	C	D	-		
	100%以上	90%以上 100%未満	80%以上 90%未満	80%未満	算定不可		
3(3)B		1				A・B指標のみ	〈女性(25~34歳)の就業率(%) (暦年)【B】〉 基準年度(H26)から増加しているものの、目標値(全国平均値)には達していないことから、引き続き女性が活躍できるよう働きやすい環境づくり等を進める各種施策の推進を図る必要がある。
						-	
						-	
計	0	1	0	0	0	A・B指標のみ	

(2)取組の分析

基準1 (施策の推進に当たり対応すべきもの)		対応している (○→対応している) (△→コロナの影響)	理由
1	計画した取組を着実に進め、かつ社会情勢や道民の要請等を踏まえた課題等に対応しているか	○	社会のあらゆる分野で女性の力が発揮できる環境づくりに向け、計画した施策を着実に実施し、女性の活躍推進に向けた気運の醸成や女性の視点の道政への反映、男女平等参画を阻害する暴力の根絶等に向け取組を展開した。
基準2~4 (施策の推進に当たり取組が認められる)		取組がある (○あり→取組がある)	取組があるとする理由(新型コロナウイルス感染症の影響で取組がない場合は理由を記載)
2	施策の推進に当たり、国等に要望・提案を行い、実現に向けて進捗しているか	○	配偶者暴力(DV)被害者の保護・支援に関する施策の推進など、必要な要望を国に対して実施している。
3	道民からのニーズを的確に把握し、施策推進に役立っているか	○	審議会や会議等において、男女平等参画全般について意見を聴取し、施策の推進に役立っている。
4	施策の推進に当たり、他の施策・部局との連携や地域・民間との連携・協働による成果を確認できるか	○	女性活躍支援の気運の醸成に向け、関係する部局や各地域、民間と連携してセミナー等を開催している。また、DV被害者保護・未然防止のため、関係部局や民間と連携して会議等を開催している。

a

令和2年度 基本評価調書

施策名	男女平等参画社会の実現	施策コード	03 - 12
-----	-------------	-------	---------

Action 施策・事務事業評価

7 評価結果の反映 (1) 一次政策評価結果への対応

対応方針 番号	対応	事務事業
①	<p><新たな取組等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村男女共同参画計画の策定促進のため、未策定市町村を個別に訪問し、地域の実情を踏まえた働きかけを行い策定率の上昇に努める。 ・知事部局、道教委、道警察で構成する「北海道男女平等参画推進連絡会議」において、関連施策に関する情報共有を図るとともに第3次北海道男女平等参画基本計画の推進状況の把握・公表を行う。 ・道立女性プラザにおいて、男女平等参画社会の実現に向けた情報収集・調査研究、講演会の主催、相談事業等を実施する。 	
②	<p><新たな取組等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の社会参画及び男女平等意識の底上げを図るため、女性の多様な活躍と社会参画の実例を見て学べるイベントを道内1か所で開催し、女性の社会参画意識や就労等に向けた条件についてアンケート調査を実施するとともに、企業・団体等の意識改革を目的に、講演会や事例発表を道内1か所で実施する。 	
③	<p><新たな取組等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4次北海道配偶者暴力防止、被害者保護及び支援等に関する基本計画の施策体系に示されている「保護体制の充実」や「市町村、関係機関、団体等との連携協力」等を推進するため、女性相談援助センター等関係機関と情報を共有するとともに、民間シェルター等の新たな取組などについて連携協力する。 ・「DVIに関する医療関係者の対応マニュアル」を改訂し、被害者の早期発見等につなげていく。 ・法務局・人権擁護委員連合会や民間シェルター等の関係機関、団体等と連携し、「若年層に対する予防啓発の推進」等の取組を進める。 	

(3) 事務事業への反映状況

方向性	拡充	改善	縮小	統合	廃止	終了	合計
反映結果							0

次年度新規事業 (予定)
0

事務事業 整理番号	事務事業名	一次政策評価におけ る方向性(再掲)	次年度の方向性 (反映結果)